

事業概要書

予算科目	款 3 項 2 目 1 中事業名	物価高対応子育て応援手当支給事業	
事業名等	物価高対応子育て応援手当支給事業	予算計上額	91,190 千円
物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯の生活を支援するため、国の制度として、児童一人につき2万円を支給する。 【対象児童】 ①令和7年9月分(※令和7年9月に出生した児童については10月分)の児童手当の支給対象児童 ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童			
概要 【予算内訳】 …給付金、事務費については全額国庫負担(10/10) ○対象児童数(見込) 4,470人 ○給付金見込額 4,470人 × 2万円 = 89,400千円 ○事務費 1,790千円 【内訳】 時間外勤務手当:100千円 消耗品費:100千円 印刷製本費:40千円 通信運搬費:283千円 公金振込手数料:190千円 給付対象者抽出業務等委託料:1,077千円			
目的	物価高の影響を強く受けている子育て世帯の生活を支援し、こどもたちの健やかな成長を応援することを目的とする。		
必要性	こどもの成長に伴い、食費や教育費などの支出が増加し、物価高騰の影響を特に強く受ける子育て世帯に対する緊急的な支援が求められているため。		
計画	令和8年1月下旬 支給対象者に通知書発送(原則申請不要のプッシュ型で支給) 令和8年2月上旬 公務員等申請が必要な対象者からの申請受付 令和8年2月下旬 給付を開始 令和8年5月 事業終了		
実施期間	令和7年12月～令和8年5月		
効果	物価高騰で増加した家計の負担を直接的に下支えし、生活の安定に寄与し、子育て世帯が抱える経済的な不安を和らげ、子育てへの安心感を与えることができる。		
SDGs 関連項目	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう		

志摩市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「物価高対応子育て応援手当の支給について」(令和※年※月※日付け成環第※号こども家庭庁成育局長通知)の別紙「物価高対応子育て応援手当支給要領」に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のことどもたちの健やかな成長を応援する観点から支給する、物価高対応子育て応援手当(以下「応援手当」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給対象者 別記第1に掲げる物価高対応子育て応援手当が支給される者をいう。
- (2) 一般支給対象者 別記第1の1の(1)に掲げる支給対象者のうち、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。
- (3) 公務員支給対象者 別記第1の1の(1)に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。
- (4) 出生児童支給対象者 別記第1の1の(2)に掲げる支給対象者をいう。
- (5) 離婚等支給対象者 別記第1の1の(3)に掲げる支給対象者をいう。
- (6) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

(応援手当の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、応援手当を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する応援手当の金額は、対象児童1人につき2万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申入れ等)

第4条 市は、一般支給対象者に対し、応援手当の支給の申入れを行う。

- 2 一般支給対象者は、前項の申入れを受けた際、物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書(様式第1号)により応援手当の受給の拒否を届け出る

ことができる。

3 市長は、令和 8 年 2 月 10 日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、応援手当を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第 5 条 一般支給対象者に対する市による支給は、第 1 号に掲げる方式により行う。ただし、令和 7 年 9 月分(令和 7 年 9 月に出生した児童については、令和 7 年 10 月分とする。以下同じ。)の児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、応援手当の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第 2 号に掲げる支給方式により、金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第 1 号又は第 2 号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第 3 号に掲げる支給方式により行う。

(1) 児童手当口座振込方式 市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第 3 項の規定による支給決定前までに支給対象者が物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書(様式第 2 号)により前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第 3 項の規定による支給決定前までに第 1 号の口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第 6 条 公務員支給対象者に対して支給する応援手当に係る市の申請受付開始日は、第 9 条第 2 項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から 1 箇月以上 3 箇月以内の市長が別に定める日とする。

(出生児童支給対象者に係る申請期限等)

第 7 条 出生児童支給対象者に対して支給する応援手当については、当該者からの、新生児に係る出生届の提出を受ける際に応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、応援手当の支給対象者となった日から 3 箇月以内の市長が

別に定める日とする。

(離婚等支給対象者に係る申請期限等)

第 8 条 離婚等支給対象者に対して支給する応援手当については、当該者からの、支給対象児童に係る児童手当の申請を受ける際に応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、応援手当の支給対象者となった日から 3 箇月以内の市長が別に定める日とする。

(公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第 9 条 公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者(以下「公務員支給対象者等」という。)は、物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)(様式第 3 号。以下「申請書」という。)により申請を行う。

2 公務員支給対象者等による申請及び市による支給は、次の各号のいずれかの方式により行う。この場合において、第 3 号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第 1 号又は第 2 号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第 1 項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第 10 条 代理により前条第 1 項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適當と認める者とする。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定)

第 11 条 市長は、第 9 条第 1 項の規定により提出された申請書を受理した

ときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者等に対し、応援手当を支給する。

(物価高対応子育て応援手当の支給等に関する周知)

第 12 条 市長は、応援手当の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 13 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者等から第 6 条から第 8 条までに規定する申請期限までに第 9 条第 1 項の申請が行われなかった場合、当該公務員支給対象者等が応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第 4 条第 3 項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和 8 年 3 月 13 日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第 11 条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかつたときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 14 条 市長は、応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行った応援手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 15 条 応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 16 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記(第2条関係)

第1 支給対象者

- 1 応援手当は、以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかに規定する児童手当法による児童手当(以下「児童手当」という。)の受給者等(以下「支給対象者」という。)に支給する。
- (1) 令和7年9月分の児童手当の受給者
- (2) 令和7年9月30日(以下「基準日」という。)の翌日以後令和8年3月31日までに出生した児童(以下「新生児」という。)の父母等(法第4条第1項に規定する父母等をいう。)、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親(以下「里親等」という。)又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等(法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。)の設置者
- (3) (1)の受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和8年3月31日までに離婚(離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。)により新たに児童手当の受給者となった者。ただし、(1)の受給者から応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合、又は、当該受給者が、応援手当に相当する額の金銭等を応援手当の目的のために費消していた場合を除く。
- 2 1の規定にかかわらず、応援手当は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者(以下「受給者等」という。)に対して応援手当の支給が決定されている場合には、この限りでない。

①(受給者等死亡の場合) 基準日後、支給決定前までの間に1に規定する受給者等が死亡した場合(この2の規定により応援手当を支給される者が、応援手当の支給が決定前に死亡した場合を含む。)	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。)に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適當と認められる者
②(施設入所等児童であること)	左欄に掲げる施設入所等児童

<p>事後に判明した場合)</p> <p>基準日後、支給決定前までの間に、受給者等に係る児童が施設入所等児童(法第3条第3項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。)であることを受給者等に応援手当を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)が把握した場合</p>	<p>が委託されている里親等、又は、左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p>
<p>③(家庭内暴力事案の場合)</p> <p>基準日後、支給決定前までの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者(現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が当該受給者等に対して応援手当を支給する市町村に到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該受給者等の配偶者</p>

第2 対象児童

- 対象児童(応援手当の支給額の算定の基礎となる児童をいう。)は、次の(1)又は(2)に該当する者とする。
- (1) 令和7年9月分の児童手当に係る児童
 - (2) 基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

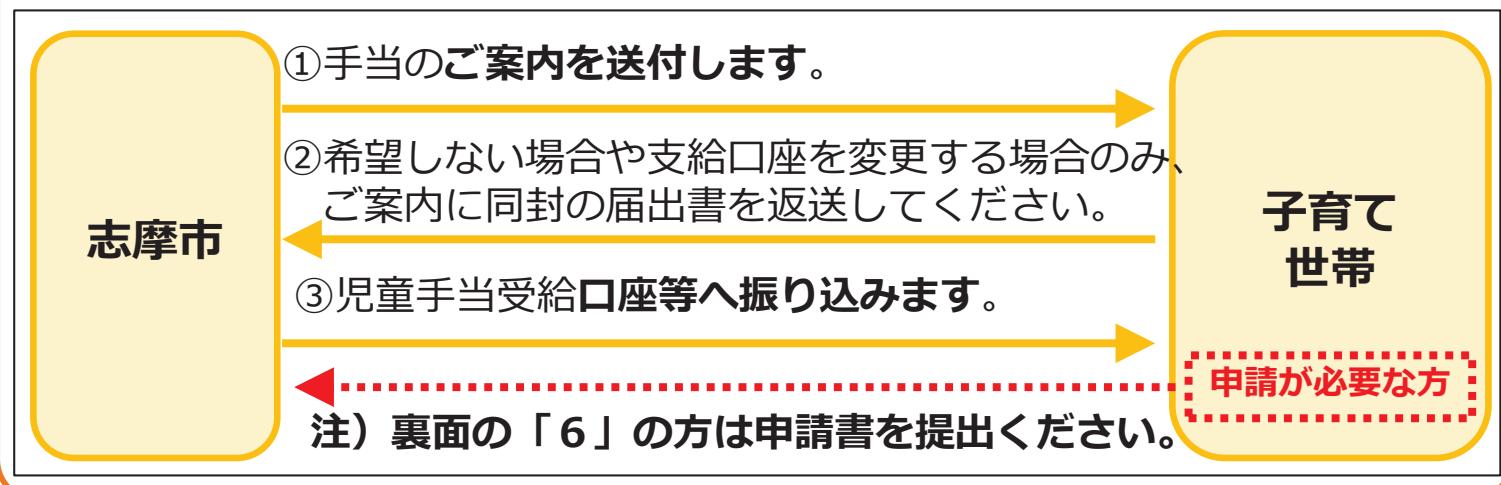
政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。また、希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ2月10日までに届出書を返送するか、裏面記載の窓口まで持参ください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) 令和7年9月分 (※) の児童手当の支給対象児童 (※令和7年9月に出生した児童については10月分)
(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記(1)の児童手当受給者、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき2万円 (1回限り) です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

志摩市では2月下旬から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができない場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。
注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年3月13日までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。同封の申請書を提出してください。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

7. こんなときはどうなるの？

■引つ越した場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします（公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。）。

お問い合わせ先（志摩市役所）

こども家庭課 子育て支援係

電話：0599-44-0282

（受付時間：平日8:30～17:15）

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに志摩市から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

事業概要書

予算科目	款 3 項 2 目 4 中事業名	東海放課後児童クラブ改修事業							
事業名等	東海放課後児童クラブ改修事業	予算計上額	2,676 千円						
概要	<p>東海放課後児童クラブについて、利用児童の増加に対応するため、児童クラブと隣接する東海小学校の廊下および会議室を改修し、児童クラブのスペースを拡張するための改修工事を実施する。</p> <p>【予算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消耗品費 57千円 ○児童福祉施設改修工事費 2,350千円 ○備品購入費 269千円 <p>【定員】 改修前 40人 → 改修後 75人</p> <p>【面積】 改修前 120.28m² → 改修後 183.06m²</p>								
目的	利用児童の増加に対応するため、児童クラブを拡張し、定員を40人から75人に変更し、安全・安心な居場所を整備することを目的とする。								
必要性	東海放課後児童クラブの利用児童は年々増加しており、令和8年度の入会申込者数は定員40名に対し66名となり、小学校在籍児童数に対する利用率は30%に達している。東海小学校の児童数の推移から、長期にわたり定員超過の状態が継続することが見込まれるため、受入体制の強化が喫緊の課題となっており、整備が必要である。								
計画	<table border="0"> <tr> <td>令和8年3月中旬</td> <td>工事着工</td> </tr> <tr> <td>令和8年3月下旬</td> <td>工事完了</td> </tr> <tr> <td>令和8年4月</td> <td>児童受け入れ(定員75人)</td> </tr> </table>			令和8年3月中旬	工事着工	令和8年3月下旬	工事完了	令和8年4月	児童受け入れ(定員75人)
令和8年3月中旬	工事着工								
令和8年3月下旬	工事完了								
令和8年4月	児童受け入れ(定員75人)								
実施期間	令和7年12月～令和8年3月								
効果	放課後児童健全育成事業における国の指針である「児童一人あたりおおむね1.65m ² 」の専用区画を確実に確保し、保護者が継続して就労することを支援することができる。								
SDGs 関連項目	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう								

東海放課後児童クラブ 改修工事概要

議会資料	議案 第 98 号
こども家庭課	

廊下左右の壁を撤去し、現放課後児童クラブと会議室を接続する。



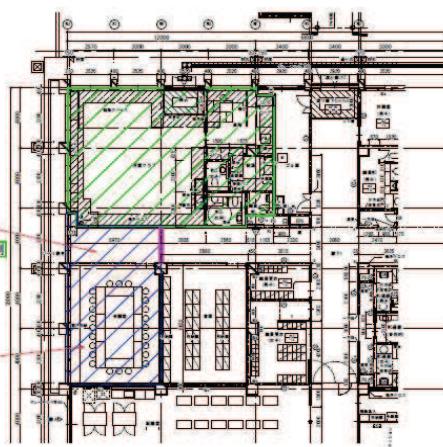
会議室側

放課後児童クラブ側
会議室前廊下

壁を設置し、エリアを区切る



会議室内部



改修前：面積120.28m² 定員40人

↓

改修後：面積183.06m² 定員75人

■ 現況児童クラブ

■ 追加範囲

放課後児童クラブ整備計画

	名 称	場 所	小学校への移転	課題・問題点	今後の方向性
1	浜島放課後児童クラブ	浜島小学校 校舎内	完了 (平成22年度)		
2	志摩放課後児童クラブ	志摩小学校 校舎内	完了 (令和4年度)	①小学校が津波浸水想定区域内に立地している	①津波警報・注意報発表時は高台への避難が必要(一時避難所のJA駐車場へ避難)
3	大王放課後児童クラブ	大王小学校 体育館2階	完了 (令和3年度)	①雨漏り、照明のLED化、床のひび割れ等施設の劣化 ②避難路が1か所しかないで逃げ遅れがないよう対応が必要	①令和8年度の体育館大規模改修に合わせて改修を行う (※令和8年度の体育館の改修工事期間中は、校舎内のパソコン教室で行う) ②2方向避難路を確保をする
4	東海放課後児童クラブ	東海小学校 校舎隣接	完了 (平成30年度)	①毎年、定員(40人)を超えた利用希望がある ②令和8年度の申し込みが66人となっている ③児童を受け入れるためのスペースが必要	①東海小学校の協力により会議室を使用して、放課後児童クラブとしてのスペースを確保するための整備を令和7年度中に行う 改修工事費:2,676千円 ②定員を40人から75人に変更し、夏休みの受け入れも可能とする
5	磯部放課後児童クラブ	単独施設	未	①津波浸水想定区域内に立地 ②川辺区コミュニティセンターで運営(施設の老朽化:昭和51建築)	①高台への移転を検討する ②小学校の余裕教室の状況に注視しながら、引き続き教育委員会及び小学校、地域と協議を行う
6	鵜方放課後児童クラブ	単独施設	未	①津波浸水想定区域に立地 ②施設の老朽化(平成元年建築)への対応(現状は修繕により維持) ③照明のLED化(一部の部屋については対応済)	①高台への移転を検討する ②小学校の余裕教室の状況に注視しながら、引き続き教育委員会及び小学校、地域と協議を行う
7	神明放課後児童クラブ	単独施設	未	①施設の老朽化(昭和52建築)への対応(現状は修繕により維持) ②照明のLED化(今年度一部の部屋で対応予定)	①小学校の余裕教室の状況に注視しながら、引き続き教育委員会及び小学校、地域と協議を行う